

第九期東京都障害者施策推進協議会  
第1回総会

令和2年2月14日（金）

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

## 第九期東京都障害者施策推進協議会第1回総会

### 会議次第

令和2年2月14日

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 「東京都障害者・障害児施策推進計画」の実施状況について

(2) その他

#### 3 閉会

#### 【配布資料】

資料1-1 東京都障害者施策推進協議会条例

資料1-2 東京都障害者施策推進協議会条例施行規則

資料2-1 第九期東京都障害者施策推進協議会委員名簿

資料2-2 第九期東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿

資料2-3 第九期東京都障害者施策推進協議会幹事名簿

資料3-1 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る実績（各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績）

資料3-2 地域生活基盤の整備状況

資料3-3 障害福祉計画に係る実施状況（数値目標関係）

資料3-4 障害者計画に係る計画事業の進捗状況

資料4 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）の策定に係るスケジュール（案）

資料5 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（案）

参考資料1 第八期東京都障害者施策推進協議会提言（概要・本文）

参考資料2 東京都障害者・障害児施策推進計画（概要・あらし・本文）

参考資料 3 東京の福祉保健2019 分野別取組（抜粋）

参考資料 4 2019年版 東京の福祉保健

参考資料 5 社会保障審議会障害者部会資料抜粋

参考資料 6 「障害者の生活実態」の結果～平成30年度東京都福祉保健基礎調査～

午後1時31分 開会

○渡辺課長 定刻になりましたので、まだ遅れていらっしゃる方もいらっしゃいますが、ただいまから第九期の東京都障害者施策推進協議会の第1回総会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは本協議会の委員及び専門委員に就任いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

私は福祉保健局障害者施策推進部計画課長の渡辺でございます。会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここから着座にて説明させていただきます。

まず、初めに、本協議会の公開についてお伝えをしたいと思います。

本協議会は審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。

また、本日は傍聴者の方もいらっしゃいますことをご承知おきいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次にお手元に配付しております会議資料につきまして、簡単にご確認をさせていただきますと思います。

本日の議事に使います資料は、会議次第というつづりのものでございます。1枚めくっていただきますと、配布資料の一覧、それから、次を1枚めくっていただきますと、資料の番号は右肩の枠の中に入っていますが、まず資料1-1、東京都障害者施策推進協議会条例でございます。1枚めくっていただきまして、1-2が同じく条例の施行規則となっております。

2-1が東京都障害者施策推進協議会の委員名簿でございます。2-2が専門委員の名簿となっております。2-3は東京都のほうの職員の幹事の名簿というふうとなっております。

次からが資料3-1となっておりますが、この表題は「障害福祉サービス等の活動指標」となっておりますが、サービス量等の見込みをまとめたものが2枚ございます。2枚めくっていただきまして、資料3-2となっておりますのは、地域生活基盤の整備状況というものを2枚おつけしてございます。それから資料3-3でございます。計画の成果目標等を取りまとめたものでございまして、表題の一番上は「福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績」というふうとなっておりますが、こちらのほうは目標等に対する実績をまとめたものが6枚ございます。それから資料3-4としてございまして、障害者計画に係る計画事業の進捗状況を取りまとめてございます。下から6枚目になりますけれども、資料5、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しというものが5枚ございます。その前のページですけれども、

資料4、東京都障害者・障害児施策推進計画、次期の計画、令和3年度から令和5年度の策定に係るスケジュール（案）というものをおつけしてございます。

また説明する際に確認をさせていただきたいと思いますが、過不足等大丈夫でしょうか。

それから、参考資料として、机の上に置かせていただいているものがございます。参考資料1、第八期、この協議会の前の会期ですけれども、東京都障害者施策推進協議会の提言でございます。それから参考資料2、東京都障害者・障害児施策推進計画としまして、緑色の冊子の概要・あらまし・本文が置いてございます。参考資料3は、東京の福祉保健2019分野別取組（抜粋）でございます。参考資料4が2019年版の東京の福祉保健でございます。参考資料5は、国の社会保障審議会の障害者部会の資料の抜粋でございます。参考資料6、「障害者の生活実態」の結果ということで、基礎調査の概要版を置かせていただいております。

なお、この基礎調査ですけれども、本体は非常に分厚いものとなっております。関係団体の皆様には既に配付させていただいております。また、内容は都のホームページにもクロスデータを含めて全て掲載しておりますが、ご希望される方は、会議が終わりました後に事務局までお声かけくだされば、後日、こういった製本した本とこの附属のものもございますので、お送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、委員、それから専門委員の皆様には、机上に委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

それでは、本日は本協議会の第九期目の発足でございます。委員及び専門委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思いますが、恐縮ですが、お手元の資料の2-1、東京都障害者施策推進協議会の委員名簿をご覧ください。名簿の順に従いまして、出席いただいている皆様のお名前を順に読み上げさせていただきますので、恐れ入りますが、名前をお呼びした方は、その場でご起立いただくか、またはちょっとお手を挙げていただくなどして、皆様にお顔を見せていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、あいうえお順になっておりますので、まず大崎俊行委員でございます。

○大崎委員 公募委員の大崎と申します。よろしくお願いたします。

○渡辺課長 それから、大塚晃委員でございます。

○大塚委員 大塚です。よろしくお願いたします。

○渡辺課長 越智委員は少し遅れるという連絡が来ております。

それから、勝俣正之委員でございます。

○勝俣委員 東京都歯科医師会の勝俣でございます。よろしくお願いたします。

- 渡辺課長 倉田清子委員でございます。
- 倉田委員 倉田です。よろしく申し上げます。
- 渡辺課長 佐々木宗雅委員でございます。
- 佐々木委員 東京都盲人福祉協会の佐々木宗雅です。よろしく申し上げます。
- 渡辺課長 高橋儀平委員でございます。
- 高橋（儀）委員 高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 高橋紘士委員でございます。
- 高橋（紘）委員 よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 長谷久枝委員でございます。
- 長谷委員 長谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 それから眞壁委員が少し遅れて見えるというご連絡を頂いております。  
それから、宮澤勇委員でございます。
- 宮澤委員 宮澤です。よろしく申し上げます。
- 渡辺課長 それから、室愛子委員でございます。
- 室委員 東京精神科病院協会の室と申します。よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 それから、森山瑞江委員でございます。
- 森山委員 森山と申します。よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 続いて、資料2-2のほうの専門委員の名簿に従いまして、専門委員の方のご紹介をさせていただきます。  
菊地高委員でございます。
- 菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地です。よろしく申し上げます。
- 渡辺課長 小日向光夫委員でございます。
- 小日向委員 障都連から参りました小日向光夫と申します。よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 榊原靖夫委員でございます。
- 榊原委員 東京都難病団体連絡協議会の榊原でございます。よろしくどうぞ。
- 渡辺課長 それから、中西正司委員でございます。
- 中西委員 D P I 日本会議常任委員の中西です。よろしく申し上げます。
- 渡辺課長 それから、中山優季委員でございます。
- 中山委員 東京都医学総合研究所の中山と申します。よろしくお願いいたします。
- 渡辺課長 福元與委員でございます。

○福元委員 児童発達支援センターすぎな愛育園の福元と申します。よろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 それから、本多委員は少々遅れて見るとご連絡を頂いております。

それから、松尾章司委員でございます。

○松尾委員 東京都育成会本人部会ゆうあい会から参りました松尾と申します。よろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 山下望委員でございます。

○山下委員 社会福祉法人南風会の山下と申します。よろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、松山障害者施策推進部長よりご挨拶を申し上げます。

○松山部長 福祉保健局障害者施策推進部長の松山でございます。第九回東京都障害者施策推進協議会の第1回総会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しいところ、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から都の障害者施策の推進に格別なお力添えをいただき、この席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

都は、障害の有無にかかわらず全ての人が社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら地域の中で共に生活する社会の実現を目指し、平成30年から3年間を計画期間とする東京都障害者・障害児施策推進計画を策定いたしました。本協議会においては、現行計画の実施状況に対する点検・評価を行った上で、来年度は令和3年度からの新たな計画についてご議論いただく予定でございます。委員の皆様から頂いた意見を計画策定に活かしてまいりたいと考えております。

都では一昨年、社会全体で障害のある方々への理解を深め、差別を解消する取組を一層推進するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定いたしました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がいよいよ半年後に開催されます。大会の成功とその先に向けて、障害と障害者への理解促進を一層強力に進めていかなければなりません。

一方、国においても、障害者差別解消法の見直しや、障害福祉サービス等の報酬改定など、障害者を取り巻く制度の改正が予定されています。今後、これら都政や国の動向も見据えながら、区市町村や関係機関とも連携し、障害者施策の充実に向け、新たな計画について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方にはお力添えを賜りますようお願い申し

上げて、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 続きまして、会長互選及び副会長の指名に移らせていただきます。

まず、会長の選任でございますが、東京都障害者施策推進協議会条例の第5条第1項にございますように、協議会に会長を置き、会長は委員が互選すると規定してございます。これに基づきまして会長を互選していただきたいと思ひます。どなたかご推薦、いかがでしょうか。

大塚委員、お願ひします。

○大塚委員 大塚です。私は高橋紘士委員に会長をお引き受けいただきたいと思ひます。

高橋委員は、第五期から会長として協議会をまとめられました実績がござひます。また、現在、東京通信大学の教授として、障害福祉施策のみならず福祉施策全般に対する造詣が深い方でございます。ぜひこの協議会についても引き続き会長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 ただいま大塚委員のほうから高橋紘士先生に会長にというご発言がござひましたが、いかがいたしまししょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡辺課長 ありがとうございます。それでは、高橋紘士委員に本協議会の会長をお願いしたいと思ひます。

高橋紘士委員、どうぞ会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。

それでは、高橋会長のほうからご挨拶いただければと思ひます。

○高橋会長 いつからと思つたら第五期からでござひまして、本当に長い期間ですが、この間、障害者施策は目まぐるしく変化があるという、そういう感じが実感しております。

それから、世の中的にいうと、理解は物すごく深まってはいるものの、一方でとても深刻な事件、ちょうど今、隣の神奈川で起こつた事件も含めて、改めて障害福祉、障害支援全体の福祉医療に限らず、広い視野から障害の問題を改めて考えなければいけない正念場ではないかというふうに思つている次第でござひます。

そんなことで、東京都は昔から全国に先駆けた様々な実践を政策化したという実績がござひます。この伝統を生かしながら、新しい時代にふさわしい障害者施策の計画づくり、委員の皆様ともどもご協力いただきながら図つてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくご協力、ご支援をお願いいたす次第でござひます。どうもありがとうございます。

○渡辺課長 ありがとうございます。

続きまして、本協議会の条例第5条第3項に基づきまして、高橋会長から副会長をご指名い



ただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋会長 それでは、副会長にお願いしたい高橋儀平先生をご紹介します。

東京都福祉のまちづくり推進協議会の会長を務められ、殊のほか東京はハードの変化が目まぐるしいわけでございまして、そういう意味ではバリアフリーやユニバーサルデザイン、まちづくりも含めた領域で大変ご活躍をいただいておりますし、第六期から副会長を務めていただいております高橋儀平委員にお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、こちらへお越しいただいて、一言ご挨拶を頂ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋副会長 皆様、こんにちは。東洋大学の高橋と申します。先ほど高橋紘士会長のほうからご指名をいただきまして、務まるのかどうかよく分かりませんが、可能な限り会長を補佐してまいりたいというふうに思いますので、どうぞ皆様、お力添えをひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○渡辺課長 高橋紘士会長、高橋儀平副会長、ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行は会長のほうにお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 それでは、議事に移りたいと思いますが、まずはこの協議会が何をするのかというところを改めて確認させていただければと思います。

本協議会の所掌事項は、条例第2条にも規定されておりますとおり、障害者計画に関すること、障害者に関する施策の推進について調査審議し、その実施状況を監視することです。監視ってやや難しい言葉だなと思ひながら見ておりますが。

今日の議事はその実施状況の監視、モニタリングという英語の多分翻訳なんだろうと思ひておりますが、監視と東京都障害者・障害児施策というのが今回の計画の中で明文化されて入ってきたわけでございまして、東京都障害者・障害児施策推進計画の実施状況についてご審議をお願いするというのが今日のミッションでございまして。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。委員の皆様のご意見、ご質問等につきましては、事務局の説明の後お願ひするというところでございまして、ひとつよろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 それでは、説明をさせていただきます。

ただいま高橋会長からお話しいただきましたとおり、本日の議事は東京都障害者・障害児施策推進計画の実施状況でございます。

この計画ですけれども、お手元の参考資料の緑の冊子、この計画のこの表紙にありますように、障害者基本法に基づく障害者計画というものと、障害者総合支援法に基づく第5期の東京都障害福祉計画、それからお話にもありました児童福祉法に基づく第1期の障害児福祉計画というのを一体として作成したものでございまして、計画期間が平成30年度から、令和になっておりますけれども、令和2年度までの計画となっております。第八期の推進協議会での提言を踏まえて策定したものでございます。

本日は、この計画の初年度、平成30年度の実績を取りまとめましたので、障害者・障害児の福祉計画の成果とか活動の指標に掲げました数値の目標の進行等を中心にご説明をさせていただきますと思います。

それでは、お手元の資料の右肩に資料3-1と書いてある資料をご覧ください。資料3-1をご覧ください。

まず、第1、障害福祉サービス等の活動指標でございます。この表は、平成28年度から30年度の各年度の末月、年度の末月でございますので3月1か月分になりますけれども、そこにおきます障害福祉サービスの提供の量や利用人数を左側の欄にありますように、サービスの種類、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系、相談支援といったサービス種別ごとにまとめたものでございます。本日は30年度の実績でございますので、その欄を中心にご説明をいたします。

まず、訪問系サービスについてですけれども、こちらは居宅介護や重度訪問介護、それから同行援護、行動援護といった移動支援のサービス等の合計でお示しをしております。平成30年度におきましては、サービス量が90万5,807時間、利用者数が2万1,722人となっております。28年度からの実績を見ていきますと、増加傾向となっております。

次に日中活動系サービスでございます。サービスの種類の生活介護からずっと下の就労継続支援B型までの日中系サービスについて、計という欄がございますが、こちらで説明させていただきます。なお、ここは新規のサービスでございます就労定着支援を除いて集計してございます。

サービスの量が、実績が86万4,776人日分、それから利用者の実績が5万1,070人となっております。サービス量の実績は29年度に比べますと微減となっております。率にしますと△1.1%、一方、利用者の実績は微増で2.2%の増となっております。この日中活動ですが、

通所系のサービスですけれども、就労系を中心にこの計画の見込みの基礎となっている28年度ぐらいまでは非常に高い伸びを示してきたのですけれども、その傾向がちょっと横ばい傾向に変化してきている状況があるのかなという状況になってございます。この就労系サービスの中でもウェイトの高い生活介護、それから就労継続支援B型というのがウェイトが高いんですけれども、こちらのほうも合計と同様の傾向で横ばい傾向になってきているという状況でございます。

続いて、この下の日中系の計の下の欄の療養介護ですが、こちらは利用者数が1,358人で横ばいの状況、それから療養介護の下の短期入所についてはサービス量が3万8,476人日分、利用者数が5,268人となっております、実績が増加傾向にございます。

次が居住系サービスでございますけれども、30年度からの新サービスであります自立生活援助の実績は116人、共同生活援助、グループホームですけれども、こちらのほうは利用者の実績が1万653人ということで、実績が増加傾向となっております。施設入所支援では8,674人で横ばいということでございます。

それから、一番下にまとめてある欄の相談支援でございますが、こちらは月ごとの変動が大きいため、12か月分の平均の利用者数をお示ししてございます。相談支援、地域移行支援、地域定着支援、いずれも増加傾向となっております。

次のページをご覧ください。2、障害児支援の活動指標となっております。障害福祉サービスと同様に年度ごと、サービス種別ごとにお示ししています。こちらも30年度の実績の欄を中心にご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

障害児通所支援では、未就学の児童を対象とします児童発達支援の実績が7万5,084人日分、利用者が1万1,966人となっております。また、学齢期の児童を対象とする放課後等デイサービスでサービス量が18万4,034人日分、利用者が1万6,876人となっており、いずれも実績は増加の傾向です。

平成24年度に児童福祉法が改正されまして、事業体系が再編されて以降、特に放課後等デイサービス等が非常に高い伸びでございましたが、伸び率が徐々に緩やかになってきているかなという状況でございます。

その下、以下、利用者の実績になりますけれども、保育所等訪問支援が174人、医療型の児童発達支援が194人、30年度から開始の居宅訪問型児童発達支援は1人という状況でございます。

障害児の入所支援につきましては、福祉型の利用者が430人、医療型の利用者が204人とい

うことで、ほぼ横ばいの状況となっております。障害児相談支援につきましては、前ページの障害者の相談と同様、月ごとの変動が大きい状況でございますので、年間を12か月分で割った数ということで、月平均でお示ししてございますが、利用者は2,646人ということで、実績が増加してきております。

表の一番下になります医療的ケア児の支援者育成数というのも指標に掲げることとしておりまして、東京都の研修の受講者数の累計をお示ししてございます。29年度から開始して30年度までで644名の方が受講をしております。

続いて、下の段です。3の発達障害児（者）に対する支援の活動指標でございます。この項は、国の指針に即しまして、第五期から新たに掲げたものでございます。関係者の情報共有の場である発達障害者支援地域協議会ですが、平成30年度は2回開催しまして、ペアレントメンターの養成など、支援体制の充実に向けた協議を行ったところです。

その下の3つの指標ですが、都の発達障害者支援センター、世田谷にございまして、通称TOSCAと言っている支援センターがございまして、そちらの相談や地域支援の実績をお示したものでございますので、ご覧いただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、資料3-2をご覧ください。地域生活基盤の整備状況でございます。計画では、障害者・障害児地域生活支援3か年プランといたしまして、地域生活の基盤となる施設の整備費の事業者負担を軽減する特別助成ですとか、借地料の補助などの施策を講じて、地域生活基盤の整備の促進を進めているところでございます。

資料でございませけれども、実績の推移を棒グラフの濃い色で表してございます。また、薄い色は各年度の目標値、3年後の目標の2,000人分増というようになってはございますけれども、その3分の1ずつをプラスした数値を、比較のために薄い棒グラフでお示ししてございます。

まず、1のグループホームについて見てみますと、3か年で2,000人分増という目標としております。平成30年度末の定数が9,851人となっております、計画値、左の棒グラフのところにある数値ですけれども、9,744人分を上回りまして、着実に整備が進んでおる状況でございます。

2番目の表ですが、日中活動の場、通所施設等につきましては、3か年で6,000人分の増ということを目指しております。30年度末の定員数は5万269人分となっております、計画の5万732人を下回る状況ではございますが、前年度から1,537人分、3.1%の増加となっております。こちらのほうも、サービスの量のところで申し上げましたが、サービス基盤の整備についても、これまで非常に高い伸びを示してきたんですけれども、伸びの幅がやや緩やかな傾

向となってございます。

それから、3の短期入所につきましては、3か年で180人の定員増を目標としておりまして、平成30年度の定員数は1,101人となっております、計画の1,110人に対してやや届かなかった状況ということになってございます。

次のページをご覧ください。4、障害児支援体制の整備でございます。この項目は、第1期の障害児福祉計画の成果目標として、国の指針に即して新たに設定した目標でございます、施設整備を伴うものにつきましては、3か年プランに位置づけて基盤整備を促進していくというものでございます。

上段の表の体制の整備のところですが、左側の項目にありますように、地域におきまず障害児支援の中核となる児童発達支援センター、それから地域の保育所等に通う障害児への訪問支援等を行う保育所等訪問支援の利用体制、それから主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と同様の放課後等デイサービスについて、右の欄ですが、令和2年、計画の最終年度までに、それぞれの区市町村で1か所以上を確保してほしいということを目指して掲げております。

30年度につきましては、児童発達センターが24、保育所等訪問支援が25、重症心身障害児を支援する児童発達支援が30、放課後等デイサービスが31区市町村となっております、いずれも前年度等の実績からは増えております。

それから、下段のほうは同じ障害児計画で盛り込まれた指標でございますが、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置ということでございます。国の指針におきまして、目標年度が令和2年ではなく平成30年度ということで、より早期に達成を目指そうとしたものでございますが、30年度の実績はまだ22区市町村ということでございます。これらの児童の目標につきましては、都と同時に同じ期間で策定されている区市町村の計画におきましても、整備の方向性等が位置づけされておきまして、計画の最終年である令和2年度に向けて、さらに整備が進むものと期待されているところでございます。

次のページをお願いします。次に、資料3-3でございます。第5期障害福祉計画で掲げる成果目標に係る実績をまとめてございます。まず、福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績でございます。上段の地域生活移行者数については、第5期障害福祉計画における目標を、平成28年度末時点の入所者の方の9%である670人というのを地域生活への移行の目標としておりますが、平成30年度末実績では、累計で152人、2.1%となっております。9%という目標を国と同様に設定したのですが、施設入所者の重度化、高齢化ですとか、既に地

域移行を大分進めていることなどによりまして、地域移行者数が減少傾向にございます。全国でも2.4%の実績という状況でございます。

下段の入所施設定員数の推移でございますけれども、計画における入所施設の定員の目標は、平成17年10月の定員数である7,344人を超えないとするとともに、施設がない未設置地域においては、地域生活支援型入所施設の整備を行うというふうにしておりまして、この結果、平成30年度末は7,510人となっております。

次のページをご覧ください。精神科病院からの地域生活への移行に係る実績でございます。初めにグラフをぱっと眺めていただきますと、27年度までと28年度以降の数字に少し乖離が見られるかと思いますが、こちらは統計手法の変化によるものでございます。27年度までは、6月末を基本として全国的に実施している精神科病院の対象の調査がございまして、通称、6月末なので630調査というふうに言ってございますが、そちらでデータを把握してきたところでございます。

平成28年度からは、国がこの統計の取り方を大幅に変更しまして、レセプト、病院等医療機関の医療費の請求をするレセプトを基にしたデータ、ナショナルデータベースを使いまして、前の年の3月分ということで、そのデータベースで国が一元的に作成・公表した資料を、第5期からの目標の設定や進捗状況の管理に使うということにされております。

国がつくる数字なのでございますけれども、公表数値が29年度となっております。都の実績と目標を比較しますと、まず入院後3か月の退院率では、目標率69%に対して実績が70.1%、次の表の6月時点の退院率は、目標84%に対して実績が85.9%、1年時点では目標90%に対して実績が92.7%となっております。退院の率についての目標はそれぞれ目標を上回っている状況でございます。

それから、次のページをご覧ください。4の長期在院患者数につきましては、計画では令和2年度の目標といたしまして、入院期間1年以上の65歳以上の方の長期在院者数を7,214人、65歳未満は4,158人となるように設定してございます。こちらは、国の統計でございます患者調査で、いろいろ国の推計式で計算するのですが、29年度の患者調査での更新データがまだ公表されておられませんので、26年度の実績数値と目標値のみをお示ししている状況でございます。

そのため、参考としまして、中段の表でございますが、第4期計画までの、先ほど申し上げました630調査のベースで集計した都内の精神科病院の長期在院者数を中段にお示しさせていただいております。平成30年度実績は9,971人となっております。長期の在院者数は着実に

減少している状況というふうになっております。また、この計画の値は4期の計画の目標をお示ししてございます。

その下の5でございますけれども、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところでございます。平成30年度の実績としましては、これは精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議の場を設けるという事項でございますけれども、30年度の実績は、都は圏域を1つにしておりますので1、それから区市町村ごとは16区市町村というところでこの協議の場が設置されているという状況でございます。

次に、もう一枚おめくりいただきまして、東京都における地域生活支援拠点の整備状況でございます。計画では、国の基本指針に基づきまして、令和2年度までに各区市町村に少なくとも1つ以上は整備するというふうにしておりまして、平成30年度末では整備済みとご回答いただいたのが10区市、整備の予定があるというふうにお答えいただいたのが39区市町で、検討中が13市町村というふうになっております。

次のページをご覧ください。ここからは就労に関する実績でございます。1の区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労では、計画における目標を2,500人としておりますが、平成30年度実績は2,272人となっております。

2つ目のグラフですけれども、福祉施設における就労から一般就労への移行というところでは、計画における目標が2,700人となっておりますが、30年度の実績は2,535人となっております。

3の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合というところですが、計画では半数以上、目標を50%としておりますが、こちらの実績につきましては、就労移行等実態調査で把握することになっておるんですけれども、令和元年度の国からの調査がまだ例年より遅れている関係で、30年度は調査中というふうに表記させていただいております。29年度の実績は計画を上回る率となっております。

また、下に、ちょっと狭いところに入っていますが、就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率ですけれども、こちらは30年度中に新規に事業を利用した方の数を母数としまして、このうち、この先になりますけれども翌年度の令和元年度末までに事業を利用して、12か月以上にわたり一般就労が継続している者の割合ということですので、まだ令和元年度の末が来てございませんので、改めて令和2年度に入ってから集計してお示しさせていただきたいと思っております。

次のページをご覧ください。労働施策との連携による福祉施設における一般就労への移行の

実績でございます。一番上の就労移行支援事業または就労継続支援事業利用者のうち一般就労に移行した者の数については着実に実績が伸びている状況でございますけれども、そのほかの職業訓練ですとか公共職業安定所等々の利用については、一部調査中のものもございますけれども、一般的な増減の傾向というよりは、年度により増減があるような状況となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、資料3-4と書いてございます障害者計画に係る計画事業の進捗状況でございます。障害者計画では、障害福祉計画、障害児福祉計画の対象となっている施策を含めて5つの施策目標を掲げております。また、それぞれの施策目標ごとに、計画の対象の都の事業としているものは289ございますが、それらの事業につきまして、次のページから平成30年度末の状況を記載しております。おのおのの事業についての説明が相当な分量となりますので、この書面をもってということで省略をさせていただきたいと思っております。

30年度の実績についての説明は以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

障害者の計画は非常に多岐にわたる、やや古めかしい言葉を使えば対象別で多様ですし、サービスの手法も多様でございますので、それぞれの委員の皆様もバックグラウンド、背景がおりかと思ひまして、いろいろ関心事も多々あろうかと思ひます。

そんなことで、今の渡辺課長のご報告に対してご意見やご質問もあろうかと思ひますので、これをお受けすると同時に、本協議会に新たに参加いただいている委員の皆様もいらっしゃいます。そういうことで、ただいまの説明に限らず本協議会に期待するもの等でもいいんでしょうが、またあるいはいろいろな領域からお集まりの委員の皆様にも注意喚起もしたいということもあろうかと思ひますので、時間も限られております、やがてまた本格的な審議が始まったときにもいろいろご発言をお願いするわけでございますが、今日は委員及び専門委員全員お一人ずつ、自己紹介を兼ねておおむね、ほぼ予定どおりに進行しておりますので、3時ぐらいまでご発言いただきたいというふうに思っております。

といっても、これを委員の人数で割りますとほんの僅かでございます。1分か2分というと、朝のニュースは15分、ちょっとしたニュースは5分でございますので、とても時間は足りませんけれども、第一段階というか、まずはこの期のスタートに当たってのご発言をいただこうかと思っております。

そんなわけで、私の右手にご着席の高橋儀平副会長から順番にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○高橋副会長 トップバッターですので短めに私のほうの、今、お手元に、先ほど事務局から



紹介がありましたけれども、平成30年度、昨年度からの推進計画、児と者の計画が立てられているところですが、私の専門分野は福祉のまちづくり、あるいは居住環境といったところですが、こちらのほうも様々な計画、これは東京都、それから区市町村でもそうですけれども、バリアフリーあるいはユニバーサルデザインが掲げられています。

まさに2020大会後のどういうふうに進めていくか、これは先ほど地域移行の実績の評価もありましたけれども、ここどうまく連動していくようなまちづくり、行政といいますか、施策を展開して行ってほしいし、そのためのチェック、検証が必要なのではないかというふうに思います。

特に今は、当事者の方々が参加するような仕組みをどうやってつくって、それが地域居住あるいは生活環境の改善との評価も絡めていくということがとても重要なキーワードになりますので、それらもぜひ見失わないようにしていきながら、どこかで議論の場が持てるとうろしいかなというふうに思っているところです。

以上でございます。ありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、引き続き大塚委員、よろしく願いいたします。

○大塚委員 大塚です。

障害福祉計画も含めて今後新しい計画もそうなんですけれども、どのようにつくっていくかと、そのときに、ある意味で計画は数値目標なので、数値目標の動きということを中心に議論になるかとも思うんですけれども、ただ、時間の制約もあって、例えば地域移行をしたその内容がどうであったかとか、あるいは一般就労の移行がその方にとってどのようなものであるか、なかなか出てこないんですけれども、特に気になるのが地域生活支援拠点、これから国も含めて推進していくわけなんですけれども、全国的に見てどう見ても整備したとはいえ、その内容が真つ当な地域生活支援拠点になっているかという、非常に疑問が大きいわけです。その質的な観点、量中心なんだけれども、質的な観点を入れながら両方見ていかないと、真つ当な支援計画にならないのではないかという気がします。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。これからの議論に大変大事な示唆を頂きました。

それでは、引き続き越智委員、よろしく願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智と申します。

以前はハード中心の施策でしたけれども、最近はハードとソフトの両立ということで進んで

おりますので、とても喜ばしいことだと思っております。

私どもの団体でも、最近では地域施策と密着した事業の検討を始めました。地域にいる聞こえない人への対象のグループホームですとか、そういった整備を進めているところですので、これからもいろいろ勉強していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大崎委員。

○大崎委員 公募委員の大崎です。小平市に住んでいます。

定年退職するまで、あるメーカーで科学系技術者として働いていました。現在、家庭では義母の介護を含め、家事全般をパートナーと分担して行っています。また、地域では小平市の健康づくり推進委員、東京消防庁の災害時支援ボランティアなどのボランティア活動を行っています。そのほか、以前、東京都の認知症対策推進会議、小平市の男女共同参画推進審議会の公募委員をしていました。現在も2つの公募委員をしています。

さて、本協議会委員への応募動機ですが、2つあります。1つは東京都と小平市で4年前から障害者スポーツ指導員として活動し、障害者の運動やレクリエーションのサポートをさせていただいています。これらの活動の場では、障害の種類や程度の異なる多くの障害者の方、そのご家族、さらには支援者の方々とお話しさせていただく機会が多くあります。

もう一つは私自身のことですが、目に先天性の障害がありました。幸い、昨年手術を行い、普通と言われる見え方になりました。障害のレベルが重い方に比べれば、私の障害は障害とは言えないかもしれませんが、日常生活に支障があり、それなりに苦勞してきました。

これらのことから今回、委員に応募させていただきました。

本協議会では皆様からいろいろなこととお教えいただきながら、私の活動、経験をベースに障害者、健常者の枠を超えた一都民の立場から、皆様のお話合いに参加させていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き勝俣委員、よろしく願いいたします。

○勝俣委員 東京都歯科医師会の勝俣でございます。

まず一つ、今日お示ししていただいた資料の中で、資料3-2の2枚目なんですけれども、多分62の都内では区市町村があると思うんですが、そのうち区市町村という区切りで、2枚目の4番、区市町村の区切りでしか書いていないので、区部と、あとは町村、市町村でどのくらい整備の差があるのかというのをちょっと書いてもらおうと、少し参考になるのかなと。区部

が進んでいるのかそうじゃないのか、どこが立ち後れているのかというのが、ちょっと知りたいと思いました。

それから、やはり、今、重度の障害があつて、在宅で療養している小児の数というものがあると思うんですが、それを東京都が都全体を把握しているかどうかというのは、ちょっと微妙かなと思っているんですが、区市町村では把握していても、それを都が吸い上げて数字を持っているかなというようなことを、もし分かりましたら、今度まで結構ですから、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

ちょっと細かいことを言つてしまいましたが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。  
○高橋会長 ありがとうございます。大事な宿題を頂きまして、東京都としての議論と、それぞれの地域の特性と格差と言つていいのかというのが、いつも担当の方が悩む表現でございまして、だけれども多様性があることは確かでございますから、それをどう東京都のこの計画の中で反映させるかという、そういうご指摘でもあつたかと思つたので、これは全体として宿題として検討させていただきたいと思つた。

それでは、引き続き倉田委員、お願いいたします。

○倉田委員 私は3年前から全国重症心身障害児（者）を守る会の理事長を務めさせていただいておりますけれども、東京都におかれましては、本当にこの重症児たちの施設、あるいは在宅の方たちに対しても、とても支援がすばらしい状況なので、まず最初にお礼を申し上げなきゃいけないなと思つております。ありがとうございます。

いろんな問題がまだまだいっぱいあるんですけれども、喫緊の問題としては、人材の確保というのがとても、今後もっともっと難しくなるのかなと思うんです。医師、看護師という医療系福祉士などの支援員、どちらもとても苦勞しております、現場の人たちも。あるいは私どもを守る会の本部の人たちも、その人材の確保というのが難しいんですね。

これが、あまり表面的全体的に出てきていないんですが、これを何らかの方法で支援してもらいたいなと、東京都にはそういうふうと思つております。よろしくどうぞお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 東京都盲人福祉協会の佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私どもは名前のおり視覚障害者の東京都の団体でありまして、今、私たちが懸念しているのは災害時、特に最近、以前は地震ということが主な対象だったんですけれども、最近台風等による、暴風雨による被害、こういうものが私たちの生活を脅かすようになりましたので、

この避難所、あるいは自宅での避難、このようなものについて視覚障害者の生活をサポートできるような東京都の施策ができればいいなと思っております。

それから、私たちの住宅の問題も非常に厳しいものがありまして、特に高齢者等については非常にきつい状況にありますので、グループホームともう少し視覚障害者が都内で地域で生きるということに支援していただけるような都政を展開していただければありがたいと思っておりますので、そういう観点からこの委員会での発言をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。非常に大事なご発言をいただきました。

それでは、長谷委員、よろしく願いいたします。

○長谷委員 「長谷」と書きますがナガタニと申します。

私自身、障害福祉に関して専門的な知識はありませんが、東京都障害児施策推進計画の30年から32年度版と、それから今回お送りいただきました資料を拝見いたしまして、高齢者もこの施策に含まれるということが分かりましたので、高齢者としての立場から問題点を考えさせていただければと思っております。

早速なのですけれども、資料3-2のところに、地域居住の場の整備というところでグループホームがあるのですけれども、これは障害者の方だけのグループホームということなのでしょう。それとも高齢者のグループホームも含まれるということなのでしょう。

それが1つと、それからもう一つは、資料3-3のところで精神科病院から長期入院患者数というところに65歳以上というところが、一応目標としては減っているのですけれども、新聞等を読みますと、認知症の高齢者を精神施設に入れて、そのまま退所させないというような話が出ていたのですけれども、それに対しての東京都の対処といいますか、考え方はどのようなものかお聞かせいただければと思っております。

○渡辺課長 グループホームは障害者を対象、もちろん高齢になってもいいのですけれども、あくまで障害者の方のグループホームという施策でございます。

それから長期入院につきましては、まさにおっしゃられましたとおり、認知症の方も地域で暮らせるようにということで、入院医療から退院、地域生活への移行を進めているというのが東京都のほうの施策の状況でございます。各論のほうでいろいろと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き眞壁委員、よろしく願いいたします。

○眞壁委員 東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長という長ったらしい名前なんですけれども、これは精神障害者の家族や当事者の団体、それから支援者の団体、その団体が7団体入っている組織の長をやっております眞壁博美と申します。

今日はちょっと厚労省の会議がかぶってしまいまして、遅れて申し訳ありませんでした。

私も前回からこういう会議に参加させていただいたんですけれども、私が特に感じているのは、当事者のいろんな支援の施策は、それぞれ数的な目標を立ててやっておりますけれども、当事者と一緒に住んでいる家族についての支援、そのことについてはなかなか広がっていかないというのが現状で、ぜひこの場でもいろんな議論をしていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、宮澤委員、よろしく願いいたします。

○宮澤委員 宮澤です。東京都身体障害者団体連合会の理事をしております。

今回も委員として選ばれましたけれども、私も長くやっているんですけれども、先ほど委員長から障害の目的、あるいはいろいろと発達障害ですとか、いろんな障害が出てきましたので、そういう意味では、東京都身体障害者団体連合会は区部から7団体、支部から7団体で合計14団体が加盟しております。なかなか、高齢になっていますので、だんだん加盟団体が少なくなっているのが実情ですけれども、いろんな高齢の中で障害の問題をどう考えていったらいいのかということをやっと考えていますので、その点からちょっと質問があればと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き室委員、お願いいたします。

○室委員 東京精神科病院協会から参りました室と申します。

私は今回初めて参加させていただいております。前回までは山田委員が担当しておりましたが、私は初参加ということで、これからいろいろ勉強していきたいと思っております。

精神科に関しましては、社会的入院から早期退院・地域移行・就労支援などを活発に行っていかなければならない点と、精神疾患の方が適切な精神科医療と身体合併症を含めた医療を受けられるようにするという点、さらに先ほど眞壁委員からお話があったように、ご家族への支援も必要なことであり、精神疾患の方を見守っていたご家族が高齢化してきたことによる問題点なども多く出てまいります。様々な障害が対象の委員会ですが、精神疾患の部分に参加させていただきながら、そのほかの障害についても勉強をしていきたいと思っておりますので、

どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、森山委員、お願いいたします。

○森山委員 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の森山と申します。

育成会は様々な支援サービスを行っておりますが、一方で親の会というのがございます。ここで一昔前は親亡き後の漠然とした心配ということで、いろいろとみんなで頭を抱えていたものなのですが、ここに来てやはり本人または親の高齢化というのが顕著になってまいりました。

私も地域におりまして、様々な高齢した親が、この子をどうしたらいいかというような相談もたくさん受けるようになって、本当にこういうことがより身近に感じている次第です。

それで、やはりグループホームとか短期入所、具体的にはまだ見えてきませんが、地域生活支援拠点または面的整備、こういったものがどのようになっていくのか、またこれは命をつなぐ支援と言ってもよかろうかと思っております。

こういったことの協議を深めてまいりたいと思いますし、同時に、先ほども出ました人材不足ということも本当に深刻でございます。人材が少ないということは、直接当事者の支援が薄くなっていくということでございますので、これも深刻に受け止めております。また皆さんのお知恵を拝借したいと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

委員の皆様のご発言はこれで一巡いたしましたので、専門委員のご発言をお願いしたいと思います。席順のこともありますが、それでは中西委員、席順に従いましてご発言をとっております。中西委員、よろしく願いいたします。

○中西委員 D P I 日本会議の中西です。

ここで議論することは、やはり将来に向かってどういう施策を推進していくかということを中心に考えていくべきだと思います。まず、地域での生活支援を今まで部門ごと、サービスごとにやってきましたけれども、実際長期にわたる自立生活、年齢、種別を考えると、やはり拠点事業を面的整備で、今日も八王子の小池課長が来てくれていますが、10万人ごとに1か所の拠点事業をつくって、そこにお金を落として、そして作業所から在宅サービス、それから相談事業、そういうものを一体的な運営をするシステムをつくり上げる必要があります。

地域の中でそういう人たちが集まって、毎週のように会議をしながら困難ケースの解決というのをやっております。具体的なそういう現場を知りながら支援をすることは必要ということで、拠点事業の話は今後会議が何度か開かれるようですから、そこで取り上げてもらいたいと

思います。

それから、国会でも取り上げられている重度訪問介護の就労時での介助の問題、これも国のほうが一応施策を出してきましたけれども、あの就労支援の企業からのお金と、それから地域生活のお金、これでいくと単価は時給1,000円ぐらいになりそうなので、我々としては在宅サービス、時給1,500円を払っている中で、東京都は加算しないと、就労しようとしても障害者は就労できないということになりますから、これも東京都の緊急の課題かと思えます。

それから、バリアフリー問題、今日も高橋儀平先生が来られて、随分進んできましたけれども、やはり地下鉄、東京都もあるホームドアの問題とか、それからバリアフリー座席の問題、我々は交渉して、国立競技場は従来と違って200席の車椅子座席を用意しました。そういうふうに4%の座席というのを確保することによって、障害者の社会参加が促進できていくので、こういう機会に、パラリンピックの機会にこれをぜひ改善したい。それから、地下鉄のホームドアの問題と、ホームをかさ上げして、同じ高さにして障害者が自由に出入りできるようにすることは必要です。

この問題について、それぞれ今後の議題の中に取り上げていていただきたいと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き菊地委員の順番かな。よろしく願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会事務局長の菊地と申します。

この会もそうですけれども、統計資料のまとめた資料というものに基づく議論ということになってくるんですけれども、なかなかこうした議論で抜け落ちてしまうのが、精神障害者の一つの特徴としてある差別と偏見、その問題が何とか簡単に抜け落ちてしまうというのがあるので、やっぱりその問題点を一番私どもは苦しんでいるという実態があるわけですよ。

委員長も津久井やまゆり園のことをおっしゃいましたけれども、非常に物凄い強烈な形でそういう問題がたまに事件として表面化するということがあるんですね。

一つ分かりやすい実態として、私たちの品川区で年輪の会という精神障害者の患者の会をやっておりますので、その会員の方の状況を一つ分かりやすい例として挙げておきます。やっぱり具体的な例がないと皆さん、イメージができないものですから。

うちのほうの会員の一人は、もうかなり、20年ぐらい前ですけれども躁鬱病、今でいう双極性障害を発病しまして、健常者の奥さんがいたんですが、その病気の発症で仕事を失ったと

いうこともありまして、本人の意向には伴わずに離婚されてしまったわけですよ。そのときに、手塩にかけて育てた2人の娘さんも一緒に家を出ていってしまって、もう既に20年たっているんですが、いまだにその奥さんも娘さん2人も居どころさえ教えてもらえない、もちろん会うことすらできない、こういう状況がうちのメンバーにはあるわけですね。

こういう問題というのは、なかなか統計には表れてこないんですけれども、具体的にはそういうような、非常に災害のときのことと似たような一人一人の中に起こっている状況というのは、物凄く深刻なものがあるということを、今回は一つの例として紹介してさしあげた上で、皆さんに精神障害者の持つ状況というものを理解していただきたいと思っております。

これからもいろいろと自分たちの患者の会の状況を具体的にお伝えしていきながら、議論の深化を図っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、小日向委員、よろしく願いいたします。

○小日向委員 初めて参加させていただきました。障都連から参りました小日向と申します。

私自身は視覚障害者なんですけれども、視覚障害者の問題でいえば、先ほども出ていました災害弱者ということで、やっぱり災害対策というのが非常に大きな課題になるんじゃないかなというふうに思います。

あと、差別解消法が施行されているんですが、先日も盲導犬と同伴の方と一緒に飲食店に入ったら、やはり断られたと。犬が駄目だとか、まだまだそういう点では、意識が東京都民の中に徹底されていないということが言えると思います。

私が所属している団体は、きょうされんや障害児の放課後連絡会やグループホーム連絡会など様々な団体がありますので、その辺では資料を持ち帰って皆さんの意見を聴きながら、私も勉強しながら会議に臨めればというふうに思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、よろしく願いいたします。

○榊原委員 私は東京都難病団体連絡協議会の理事長をやらせていただいています榊原と申します。

私たちは難病患者でございまして、私自身は正直言って内部障害の人工透析患者です。でも他の難病団体の15団体がただいま東難連に所属していますが、その中で一緒に活動させていただいています。



皆さんご承知のように、先般の障害者自立支援法の改正により、難病患者も障害者と同じ扱いにされるということになりまして、大変開けた感じになってきて大変喜んでいるところですが、実は各区市町村の窓口では、なかなかこれは広報されていないのか、全くそんなことを知らなかったというような担当もいるぐらいひどかったんですが、最近は大分改善されてきているとは思いますが。

そのようにいろいろ、先ほどの障都連の小日向さんからもあったように、我々にとってもやっぱり災害弱者、難病患者、人工呼吸器とか重症な難病患者にとっては、災害対策に関しては大変支援が必要なことでございまして、これは正直言って疾病対策課の難病対策課のほうで、本当に最近は大変詳細な支援方法を考えていただいて、ありがたいというふうに考えておりますが、これが本当に実際のときに機能するのかなという心配はあります。

でも、そういうふうに前向きに東京都が取り組んでいただいていることには、取りあえず本当に感謝申し上げたいというふうに思っておりますが、ほかにも難病患者が抱えている問題は大変多くございます、課題が。ご承知のように難病法の改正になったんですが、軽症者が助成から外されたとかといういろんな問題を抱えていまして、名目上は障害者と同じ扱いにということですが、まだまだ広まっていないのかなということがありまして、いろいろとこれからも皆様のご支援をお願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。  
○高橋会長 ありがとうございます。

ちょっと今、災害のことについて、委員の皆様から何人かご発言がございました。ちょうど今週、社会福祉審議会が意見具申を出しまして、1章を割きましてこの災害の問題を取り上げております。

それで1つだけコメントすると、今おっしゃったことが、現場のそれぞれ担当部局は一生懸命だけれども、肝心の防災当局は視野に入っていないというような現実があるというのが、東京都の話ではございません、いろんなところへ出て行って、一般化して。そうなりますと、そこら辺はどうやって認識を共有していただくかという課題は、ここでやっぱりメッセージを発信する、社会福祉審議会もそういう試みでございしますが、残念ながら社会福祉に関わる部局はお読みいただけますが、そうでないところは資料が来たぐらいで、ああそうかぐらいの感じなのが正直ではないかと。若干私は、コメントをちょっと要らずもがなと思いつつ申し上げました。どうもありがとうございました。

それでは、難病のことも含めまして中山委員がご専門のようございしますので、よろしく願いいたします。

○中山委員 東京都医学総合研究所の難病ケア看護というところから参りました中山優季と申します。今お話にありましたような人工呼吸器をつけられたような方の災害時の支援計画等に関しての技術的な面であつたりケア的な面の研究活動等を通じて、難病の方の暮らしやすいところといったところを目指しております。

ただいままでの会議の中で大変感銘を受けまして、難病の会議等に参加させていただきますと、それは東京都だからできるんだよというふうに言われることが結構多くて、ですが、こういった形で、都の中で調査、審議、そして監視をする協議会等があるからなんだなということに改めて感じ、大変感銘を受けました。

そして、難病患者さんというのは、今お話にありましたように、進行性であつたりその症状の不安定さから、やはり医療と障害ニーズを併せ持つ存在であるといったところが大きな特徴であるかと思ひます。そこで、どうしても制度が1つではいけない、つまり窓口がいろいろあつてしまつたり、あと、よくあります縦割りといったところに非常に困難や課題が生じたりしてしまひます。その結果、いろんな制度の谷間に落とされてしまつたりといったところもあるかと思ひますので、これからの障害福祉の計画を立てていく場で、その制度の谷間に落ちる方がいないようなところを目指していければというふうに思つております。

それから、平成25年度からですが、今日の参考資料にもあります生活実態調査についての委員もさせていただきました関係で、そこでかなり生の声と申しますか、皆様方のお声をたくさん頂きましたので、そういった声が反映できるような計画になるように、微力ながら尽くしてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、福元委員、よろしくお願ひいたします。

○福元委員 八王子にあります児童発達支援センター、すぎな愛育園の施設長をやっております福元と申します。私も今回初めて出席をさせていただきます。

基本的なところなんですけれども、障害者基本法の第1条には、障害の有無によって分け隔てることなく、それから相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために法律をつくつたということなんです。これをどんなふうを受け取るかという、障害があつてもなくても分けられないということがすごく大事ななと思つていて、一人一人を大切に社会をそうやってつくつていくと、つまり共生社会とはそういう社会なのだというふうを考えております。

なので、今、私は幼児さんの障害を持ったお子さんが通つてくる施設におりますけれども、

子供たちは保育園とか幼稚園とか、親御さんなんですけれども、親御さんはやはり保育園・幼稚園に行くつもりだったんですね。それがなかなか実現しないというのがあって、児童発達支援センターというのは先ほど資料の中にも出てきて、各市区に必ず1つ、八王子は今、私のところで2つやっていますけれども、それはもう後方支援という形です。

ただ、やはり保育園・幼稚園がそういうお子さんを受け入れて保育・教育をしているかという問題がすごく大きいのかなと思っていますので、そこが施策として、つまり一般施策としてそういうお子さんたちの教育・保育ができるような保育園・幼稚園になっていくといいのかなというふうに思っています。何かそういうことで、具体的な施策につながるようなことが提案できればいいのかなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、本多委員、よろしくお願ひします。

○本多委員 滝乃川学園地域支援部の施設長をしております本多と申します。よろしくお願ひいたします。少し遅れて申し訳ありませんでした。

私の施設は東京都国立市というところにありまして、人口7万5,000人ほどの小さな市になります。そういったところで主に知的障害の方の支援を中心にさせていただいている施設です。

私は地域の仕事をさせていただいているので、ヘルパーの派遣とか、それから単独型の短期入所、これはお子さんと大人の方両方ですね、それから放課後等デイサービス、相談支援などをやらせていただいておりますが、法人全体では障害児の福祉型の入所施設や成人の入所施設、それからグループホームといったような知的障害の方たちの支援、様々なライフステージにおいて使うサービスを網羅する形でサービスの提供をしているところです。

入所施設においては、強度行動障害と言われるような方々と、それから重度、高齢化した利用者ということで、入所している方たちが二極化をしております、なかなか地域移行に向けた取組を、東京都さんの背中を押していただくご指導もあってやっているのですが、うまく進むことができないなというふうに思っているところです。

地域のグループホームの状態を拝見してみますと、やはり重度の方の受入先というのが本当に限られてしまっていて、企業が参入することによって、グループホームはすごくたくさん多摩地域などにできているのですが、そこでは重度の方、それから行動障害のある方が居住の場として移行するというのが大分困難になっているなというふうに思っており、また質の担保ができにくい状況があるのかなということを危惧しております。

滝乃川は昭和3年から今の国立市というところにあるのですが、昨年の秋の台風のときに近隣の方から、第1次避難所で避難をしようと思ったところ断られたので、滝乃川で何とか受け入れていただけないかというようなご連絡があり、自分の施設の入所者ではなかったのですが、共助という観点から場所だけは提供できますということで、障害のある方のご一家を地域交流スペースで一晩お受けしたというようなことがありまして、なかなか災害時に公的な避難所で避難をすることができない障害のある方にとって安心・安全な避難先というのを一緒に模索していけたらいいかなというようなことを思っており、そういった役割の一部を担えるように、自分の施設も努力をしていきたいなというふうに思いますが、こういったことが災害があるごとに言われてしまうので、避難所の在り方、災害時の障害のある人たちの対応などについても、こういったところでお話の議題に上がってくればいいなというふうに思いながら、皆さんのお話を伺っていました。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

すみません、あの時計はうそをついていますので、今は14時57分でございますので、あとお二方で一つよろしく願いいたします。

松尾委員、よろしく願いいたします。

○松尾委員 皆さん、こんにちは。私は東京都手をつなぐ本人部会ゆうあい会から来ました。今回初めてなんですけれども、前任者の同じく嶋津さんから引き継いだ形で今回参加させていただいております。

私ごとなんですけれども、私は自分が軽度の知的障害の4度の障害を持っております。これまで、このゆうあい会の活動の中で東京都の対話集会とか、同じく育成会の大会にも参加させていただいております。何分まだこういうところは初めてなところなので、皆さんのなるべく足を引っ張らないように、精いっぱい頑張っていきたいと思います。

また、一つ、最後なんですけれども、前部会長の松矢先生のちょっとかなりプレッシャーを与えられて、期待をされているということなんですけれども、そこにもなるべく松矢先生の顔に泥を塗らないように、なるべく皆さんの足を引っ張らないように、これからも一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長 どうぞ、ご心配なく、率直に意見を言っていただくと、それがいいことだと思いますので、足を引っ張るよりは、最先端の意見を言っていただけると期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、山下委員、よろしく願います。

○山下委員 青梅学園の統括施設長をやっています山下と申します。

何回か推進会議のほうに出させていただいているんですけども、2点ばかり気になる点がございまして、1点は福元さんと同じことを考えておりまして、青梅市の場合は児童発達支援とか児童期の障害の専門の施設が閉鎖してしまいました。児童はどこへ行っているかという、保育園にみんな行っているというような状況になっていて、じゃ、保育園に対する訪問指導があるのかという、ない中で子供たちが入っているという状況なんですね。資料には表れてこないというようなことになります。

その後、小学校に行ってどうなるのかということになるわけですけども、今日この会議が終わった後、地元の小学校の学校運営委員会に行くんですけども、うちのすぐ隣の小学校は、発達障害児のクラスが90人もいるというようなことございまして、毎朝うちの施設の前を親子で、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんと発達障害の子たちが、誰かがついてこなくちゃいけないと言われているという話ですけども、単独で通えないで親子で通っていく姿を毎朝見ているというような状況でございます。

ですから、学校教育のところも含めてですけども、障害児がこういう数字のところに表れないところについて、ぜひ何らかの形で明らかにしてもらいたい、そして対応も考えていただきたいというふうに思っております。

もう一点なんですけれども、いろんなところでちょっと講演をさせていただいて、この間は稲城市の知的障害の本人たちに、障害者差別解消の委員会のほうも入らせてもらっていますので、そこで合理的配慮というのが何だか分からないと、何度聞いてもよく分からないと、山下、説明しろということで、呼ばれて行きまして説明をしてまいりました。

本人たちに呼ばれて、本人たちに分かるようにお話しするという、そういう機会を与えられたことは本当にうれしかったなというふうに思います。みんなにここにこして、また次、呼ぶからなというふうに言ってくれています。

もう一つ、今気になっているのは、そういう講演を歩いているときに、青梅の地元もそうなんですけれども、もともと障害者の差別があって、施設が山のほうとか崖っ縁とか、そういうところに施設が建っているんですよ。今までは風水害がそれほどでもなかったのが大丈夫だったんですけども、今年の15号とか19号のときには、職員がみんな、もちろん利用者も含めて、みんなで震えるように肩を寄せ合って、台風が行き過ぎるのを待っていたというようなことがあって、庭先まで土砂が崩れてきたというところが非常に多くあります。

たまたま私は青梅市ですけども、平らなところに施設があるんですけども、崖っ縁にあ

る施設、もともとは平らなところに造りたかったのに、そういうところに行ってしまったという施設がたくさんあって、これはちょっと緊急にぜひ平らなところに移転ができるようなことも考えてもらわないと、去年も千葉では1件、住んでいる居室棟のところに土砂が崩れてきた、人的な被害という意味ではなかったんですけども、そういうことが、気候も大分変動していますから、少しそういう部分についても考えてもらえたらいいなど。

とにかく最終的な人的な被害とかが出ないように、東京都も対策を打っていただけるとありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

皆様のご協力で、今15時3分でございます。ほぼ予定どおりということかと思いますが、いろいろな委員の皆様のご発言を伺って、幾つかちょっと論点だけ私なりに整理をさせていただくと、この計画は、1つはもちろん言うまでもなく障害者サービス、障害福祉サービスだけではなくて、全ての障害者支援を扱うという、これが障害者基本法の本質でございますが、それがまず第1。

しかしながら、その根幹に医療福祉サービスがある、しかしその医療福祉サービスは、先ほど言いましたように、就労支援や教育や、医療と福祉は直接関係があるようになっておりますが、福祉保健局で相変わらず二本立てではないかとやゆをしたくなることもないわけではございませんが、そういう意味で、包括的支援ということを、私ども地域包括ケアは高齢者から始まりましたが、障害こそ包括的支援なんです。包括的支援の本番は障害の領域です。なぜならば、多様な支援を必要としているからですし、基本は在宅です。そして施設はそれを支える機能を持ってもらうという、これは大分前から地域支援拠点という言い方、それも本質的なものにしていく必要がありますし、そういうことになりますと、それぞれのサービスの、先ほど量的な指標を上げていただきました、アベレージ、平均値を上げる、東京都全般として底上げ、水準を上げていくというのは、この計画の大変重要なポイントです。

具体的にこの市、この区は駄目だよとは言えませんが、実際その施策を担当しておられる方々には、自分たちの地域を東京都と比べるとこんな感じなんだなと、それをどう考えたらいいいのかというのを自分の頭で考えていただき、それを施策にさせていただくのが自治体、市町村の役割で、それを支える計画であると。駄目だ、駄目だと叱っては人は伸びませんから、これは教育の本質だと思いますが、褒めてあげなきゃいけないという側面がございます。

それから、もう一つは、何回も出て、いろんな方から出てまいりました、質的なものをどういう形でこの計画の中に反映させていくか、そういう意味では、先駆的な努力、試みを応援す

るということもそうございましょうし、それから、どうしても視野の外に置かれがちなことに注意喚起をする。これは、主体は市区町村でございますから、そういう方々に、忘れないでね、ここが大事ですよというようなことを、きちんと東京都のこの計画の中で言っていただくということがとても大事であろうかと思えますし、そのことを通じて、あそこがやっているからうちもやるのではなくて、私たちの障害に関わり合う方の願いを、きちんと私たちの地域で受け止めているとしたら、先ほどの話ではございませんが、もう一回施設の立地は考えなきゃとか、それから多摩の地域は相当23区の方たちを受け入れて、先ほどの話ではございません、これはあるところに書いて、本当に東京都の方々は本心では困っておられるかと思えますが、都外施設をどうするか。いよいよ親亡き後問題が現実になってきているわけございまして、そうすると、それを遠くの施設にお願いするという手法では、それから家族の問題がございました。

家族のご労苦に応えると同時に、家族の支援を期待できない高齢、障害、いろんな領域で起こってきているわけございまして、そういうことも含めた支援とは何だろうかという、これは逆に言うと委員の皆様が課題提供を受けて、都民の全ての皆さんに課題提供をする、要するに問題、クエスチョンを出す、一番課題提供したいのは知事ですが、知事に課題提供するということは都民に課題提供するのと全く同じことだと私は理解しておりますので、そんなことを含めてこの協議会が、いかほどかでもそういう理解を進める上で貢献できるような審議を、これから皆様とご一緒にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

やや駄弁を弄しましてごめんなさい。

議事進行で議事2、資料4に東京都障害者・障害児推進計画の策定スケジュール（案）という資料が資料4についてございます。それから資料5は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し、これは両方とも国から出てきている資料であろうかと思えますが、これも含めまして説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○渡辺課長 ありがとうございます、皆様。

それでは、資料4、東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度分）の策定に係るスケジュール（案）につきまして、現時点での案をご説明させていただきたいと思えます。資料4をご覧くださいませ。

新たな障害者・障害児福祉計画の策定に当たりましては、国が定める基本指針を参考にいたしまして、それに即して検討することとなります。そのため、国のほうで今検討しております、本年3月に改定が予定されている基本指針の改定を受けてから、具体的に検討に着手した

いと考えております。

また、都の計画は、先ほど会長のお話にもありましたように、区市町村の計画を広域的に支援するものというふうに位置づけられておりまして、区市町村でも同時にこの計画の策定作業に入っております。

令和2年度になりますけれども、第1四半期のところにありますように、区市町村に対する調査を開始しまして状況把握、それから情報共有に努めますとともに、6月頃になろうかと思っておりますが、改めて本協議会の第2回目を開かせていただきまして、計画改定に向けた審議を開始したいと考えております。

その後、第2四半期、第3四半期に専門部会のほうにおきまして、地域移行ですとか就労支援といったテーマごとにご審議をいただきまして、第4四半期には意見具申という形で本協議会による提言を受け、その提言を受けて、令和2年度末までに次の計画の策定をしたいというふうに考えております。

本協議会における今後の審議事項ですとか開催日程につきましては、本日皆様から頂いた意見ですとか国の基本指針、それから各種の統計データ等が入手できる時期なども踏まえまして、次回以降のときに、いつどのテーマで検討するといったようなスケジュールも併せてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今申し上げました国の指針の見直しの状況につきまして、状況を簡単にご説明させていただきたいと思っております。資料5でございます。資料5の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（案）をご覧くださいませ。

本資料でございますが、厚生労働省が本年1月17日に開催した障害者部会のほうの配付資料を、事務局において要約したものでございます。基本指針の主なポイントは、この見出しのところをご紹介させていただきますが、（1）というふうになって9つございまして、（1）が地域における生活の維持及び継続の推進、それから（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、（3）が福祉施設から一般就労への移行等、（4）が地域共生社会の実現に向けた取組、それから（5）がお話にも出てきましたが、発達障害者等支援の一層の充実、それから（6）障害児通所支援等の地域支援体制の整備、それから（7）は障害者による文化芸術活動の推進というのも出てきてございます。それから（8）障害福祉サービスの質の確保、それから福祉人材の確保といったようなことがポイントとして掲げられております。

続きまして、成果目標に関する事項につきましては、次のページになりますが、新旧対表で簡単にお示ししてございます。施設入所者の地域生活への移行についてでございますけれども、



これは引き続き、同じ項目でございますが、現行の施設入所者の9%以上が地域移行をするというところが、現状を踏まえまして6%以上、それから28年度末の施設入所者から地域移行した方の分で2%以上の入所者の削減をするという国の目標は、ここは現行も踏まえまして、少し減って1.6%以上というのが、国のほうの案として今検討されています。

2番の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、現行計画で掲げている協議の場の設置については、成果目標ではなく活動指標でフォローアップしていくというふうに変更していく一方、ちょっと分かりにくいんですけども、精神障害者の精神病院から退院後、退院しただけでなく、1年以内の地域での平均生活日数を増やすということを新たに設定するということが検討されております。なるべく地域生活を長引かせるということでございます。

それから、在院期間1年以上の長期在院者数の減少を入院後3か月、6か月、1年時点の退院率、早期の退院がどのくらい進んでいるかという目標も引き続き検討されております。

それから、1ページまためくっていただきまして、3ページ目の障害者の地域生活の支援につきましては、これまでの目標が地域生活支援拠点を各市町村に少なくとも1つ整備するとしていたものを、少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討してはどうかというようなことが検討されております。

4番目、福祉施設から一般就労への移行等でございますけれども、これまで福祉施設の利用者のうち一般就労する者が、令和5年度までに令和元年度実績の1.27倍以上とするということを基本としつつ、この就労移行支援につきましては、令和元年度実績の1.30倍以上、それから就労継続支援A型・B型というふうに別々に分けて設定することはどうかというような意見が出ているところでございます。

また、就労移行支援事業所の取組は、この前に出ています移行者数ということで評価するというようにして、就労移行支援事業所の利用者数及び移行率についての目標は削除するという形での検討をされているところでございます。

それから、次のページ、現行の就労定着率でございますけれども、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%としていた目標につきましては、就労定着支援事業のさらなる利用を促すため、利用者数という視点を新たに追加するということが、それから30年度の報酬改定の内容に合わせまして、一般就労に移行する方のうち7割が就労定着支援事業のほうを利用すること、また就労定着支援事業のうち、就労定着率は8割以上の事業所を全体の7割以上とすることといったような数値目標が検討されていて、ちょっと就労のほうはかなり細かい

数値の検討がされております。

それから、障害児支援の提供体制の整備につきましては、児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援の体制整備を引き続き設定しつつ、見直しの案ですけれども、令和5年度末までに各都道府県において児童発達支援センター、特別支援学校、これは聴覚障害の方の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を確保してはどうかということが検討されております。

また、次の欄ですけれども、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保、これにつきましては引き続き設定しつつ、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に加えて、次のページになりますけれども、医療的ケア児等のコーディネーターの配置ということを新たに追加することが検討されているところでございます。

あと、新しい項目といたしまして、(6)にありますように、相談支援体制の充実・強化等、それから障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということで、目標にしてはどうかというふうな検討がされているというところです。

検討段階のものではありますが、事務局からの説明は以上となります。

○高橋会長 ありがとうございます。

今は15時18分でございます、ご質問等が、ここでぜひという方がいらっしゃればお受けいたしますが、よろしゅうございますか。

これからまた審議が始まりますので、どうぞ、膨大な資料もございましたので、それを読み込みながら質問等があれば遠慮なく事務局のほうにお問い合わせいただく、あるいは質問をしていただく、恐らく事務局はそれを整理していただいて、また次の機会にご報告もいただけるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そんなことで、議事はほぼ収束に近づいておりますが、たっのご質問、何かご発言はございますか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、議事はこれで終了ということで、協議会は閉会させていただきます。

事務局から連絡事項がありますので、事務局にお戻しいたします。

○渡辺課長 本日は皆様、貴重なご意見、ありがとうございます。頂いたご意見につきましては、次回以降の総会、専門部会における議論に活用させていただきたいと思っております。

次回の協議会ですけれども、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、来年度の第1四半期を予定しております。開催日については改めまして連絡、調整をさせていただきたいと思

います。

なお、本日お配りした資料でございますが、冊子のものについては机上に残していただきますようお願いいたします。また、今日はたくさん資料がございますので、ご希望される委員の皆様におかれましては、そのまま机の上に置いたままにいただければ、後日事務局より郵送させていただきます。

それから、入館時にお手続いただきました青色の一時通行証でございますけれども、1階のエレベーターをお降りいただいた後に、カードゲートのところに回収機がございますので、そこにご返却いただきましてゲートを通過していただけたらと思います。

最後に、お車でお越しいただきました委員におかれましては駐車券をお渡ししますので、事務局までお知らせください。

事務連絡については以上でございますけれども、皆様、本当に本日は貴重な意見をたくさんありがとうございました。

どうもありがとうございました。

午後3時20分 閉会